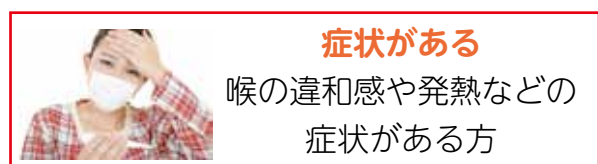


# 新型コロナウイルス感染症に感染したかな？ と思ったら取るべき行動



かかりつけ医が  
いる

かかりつけ医に  
電話相談

かかりつけ  
医で検査で  
きない場合

かかりつけ医が  
いない

かかりつけ患者以外  
も受入可能な医療  
機関に電話相談



相談後、受診が必要と判断された場合は、  
新型コロナウイルスの検査のできる  
診療・検査医療機関を受診

検査の必要なし  
または  
**陰性**

症状が改善されるま  
では自宅で安静に  
過ごす

**陽性**

医療機関へ入院、  
宿泊療養または  
自宅療養

自宅療養中に医師の診察を受けたい方や、  
ホテルなどの宿泊施設での療養を希望さ  
れる方は**自宅待機SOS**へ相談  
☎ 0570(055221) : (全日 24 時間受付)

自宅療養者は市の支援策をご利用くださ  
い。(P 5を参照ください。)



**症状はない**

新型コロナウイルスに関  
する相談がしたい方

**府民向け相談窓口へ相談**

☎ 06 (6944) 8197

FAX 06 (6944) 7579

(9時～18時:土曜・日曜・祝日も対応可)

**無症状で検査を受けたい方**

府「無料検査事業」コールセンター

☎06(7177)9542へ相談

(9時～21時:土曜・日曜・祝日も対応可)

市内の無料検査施設はこちら▼



**無料検査で陽性**

新型コロナウイルスの検査ができる  
診療・検査医療機関に電話で相談後、  
受診し確定診断を受ける

**濃厚接触者の待機期間**

陽性者との最終接触日(0日)から7  
日間の自宅待機を行い、8日目に待機解  
除となります。



# 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、5月25日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

## 自宅療養者等の方へ 買い物支援事業（買い物補助）

**対象** 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者で、保健所から自宅療養（待機）を要請された方のいる世帯

**補助額・申請期限** 配送費 1日1回 550円を上限（最長14日）に、待機期間の終了した日が属する月翌々月の末までに申請

**問合せ** 申請書類などの詳細は地域包括ケア推進課 ☎(267)1160 または市のHP をご確認ください▶



## 自宅療養者等の方へ 買い物困難世帯支援事業（買い物代行）

**対象** 買い物支援事業（買い物補助）対象世帯のうち、ネットスーパーを利用して食料品や日用品を購入することが困難な者のみで構成された世帯

**利用期間・回数** 自宅療養または待機を要請された期間内に、1回概ね 5,000円を限度に利用可能（購入代金は自己負担で上限3回まで）

**問合せ** 詳細は社会福祉協議会 ☎(248)2667 または市のHP をご確認ください▶



## 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

**対象** 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年10月1日～令和4年6月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険被保険者ではない方も対象）

**給付額** 休業前賃金の80%（休業実績により算出。日額上限あり）

**申請期限** 休業期間が令和3年10月～令和4年3月の方は6月30日まで、休業期間が令和4年4月～6月の方は9月30日まで

**問合せ** 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120（221）276

（受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15）

※必要書類など詳細はHP をご確認ください▶



## 中小企業者等の方へ 伴走支援型特別保証制度

売上減少15%以上等一定の要件を満たした中小企業者等に対し、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

**保証限度額** 6,000万円 **保証期間** 10年以内

**措置期間** 5年以内 **金利** 金融機関所定

**保証料率** 0.2%（国による補助前は原則 0.85%）

**保証人** 代表者は一定要件を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

**要件** 売上げが15%以上減少していること等

**問合せ** 中小企業金融相談窓口 ☎0570(783)183

（受付時間：平日の9:00～17:00）

※詳細は、中小企業庁HP をご覧ください▶



申請期間が延長されました

## 生活困窮者自立支援金・緊急小口資金等の特例貸付・住居確保給付金

住居確保給付金は、休業等に伴う減収の場合の再支給についてのものです。

**申請延長期間** いずれも8月31日まで

**問合せ** 緊急小口資金等の特例貸付 社会福祉協議会 ☎(261)3656

生活困窮者自立支援金 社会福祉協議会 ☎(248)2667

※生活困窮者自立支援金の必要書類など詳細は市HP をご確認ください▶

住居確保給付金 社会福祉課 ☎(275)6283

※住居確保給付金申請方法等の詳細については市HP をご覧ください▶

